

高崎高校山岳部OB会会則

第1条 (名称)

この会の名称は、高崎高校山岳部OB会（以下本会という）と称する。

第2条 (会員)

本会の会員は、高崎高校山岳部出身者とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、事務局長宅に置く。

第4条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、高崎高校山岳部を後援することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦互助
2. 高崎高校山岳部の後援
3. 総会その他各種会合の開催
4. 会員名簿の発行
5. その他必要と認められた事項

第6条 (役員)

本会に、次の役員を置き、会務を掌握する。

1. 会長（1名） 会務を総括し本会を代表する。
2. 副会長（若干名） 会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。
3. 事務局長（1名） 本会の会務を企画実行する。
4. 会計（1名） 本会の会計をつかさどる。
5. 幹事（若干名） 本会の運営について協議する。
6. 監査（2名） 本会の会計を監査する。
7. 顧問（若干名） 本会全般について意見を述べ、必要に応じて会長の諮問にあずかる。

第7条 (役員を選出)

会長は会員より選出し、総会において決定する。

他の役員は、会長が委嘱する。

第8条 (役員任期)

役員任期は3年とする。但し、再任はこれを妨げない。

第9条 （総会）

本会は、3年毎に総会を開催し、次の事項について審議する。

1. 予算及び決算
2. 行事計画及び報告
3. 役員の設定
4. 会則の変更
5. その他

第10条 （役員会）

役員会は必要に応じて会長が招集し、会務について協議決定する。

第11条 （議決）

総会及び役員会は、その出席者をもって成立し、議決は多数決とする。

第12条 （会費）

本会の年会費は1,000円とし、3年毎の総会開催年に3年分を、事務局に納入するものとする。

第13条 （会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 （会則変更）

会則の変更は総会の議決による。

附 則

この会則は、平成21年5月23日から施行する。